

○函館圏公立大学広域連合情報公開条例施行規則

(平成14年2月28日函館圏公立大学広域連合規則第2号)

沿革 平成28.11.24函館圏公立大学広域連合規則第1号

令和5.3.27函館圏公立大学広域連合規則第2号

函館圏公立大学広域連合情報公開条例施行規則（平成9年函館圏公立大学広域連合規則第8号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、広域連合長が管理する公文書について、函館圏公立大学広域連合情報公開条例（平成14年函館圏公立大学広域連合条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（公開請求書の記載事項等）

第2条 条例第6条第1項第3号の実施機関が定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 請求の理由または目的
- (2) 公開の方法の区分

2 条例第6条第1項の公開請求書は、別記第1号様式によるものとする。

（函館圏公立大学広域連合情報公開・個人情報保護審査会への報告事項等）

第3条 条例第10条第2項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- (1) 公開請求に係る公文書の名称または内容
- (2) 当該公文書の存否を明らかにしない理由

（公開請求に対する決定通知書）

第4条 条例第11条第1項の書面は、公文書の全部を公開することと決定した場合にあっては別記第2号様式の通知書により、公文書の一部を公開することと決定した場合にあっては別記第3号様式の通知書によるものとする。

2 条例第11条第2項の書面（条例第10条第1項の規定により公開請求を拒否するときのものを除く。）は、別記第4号様式の通知書によるものとする。

3 条例第11条第2項の書面（条例第10条第1項の規定により公開請求を拒否するときのものに限る。）は、別記第5号様式の通知書によるものとする。

（公開請求に対する決定期間の延長通知書等）

第5条 条例第12条第2項の書面は、別記第6号様式の通知書によるものとする。

2 条例第12条第3項の書面は、別記第7号様式の通知書によるものとする。

（第三者保護に関する手続に係る通知等）

第6条 広域連合長は、条例第13条第1項または第2項の規定により第三者に対し意見書を提出する機会を与える場合は、別記第8号様式の意見照会書により通知するものとする。

2 条例第13条第3項の書面は、別記第9号様式の通知書によるものとする。

（公文書の閲覧または視聴の中止または禁止）

第7条 広域連合長は、公文書の閲覧または視聴をする者が当該公文書を汚損し、もしくは破損するおそれがあると認めるとき、または職員の指示に従わないときは、当該閲覧または視聴を中止させ、または禁止することができる。

(電磁的記録の公開の方法)

第8条 条例第14条第1項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープまたは録音ディスク 次に掲げる方法

ア 当該録音テープまたは録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープまたは録音ディスクを録音カセットテープに複写したものの交付

(2) ビデオテープまたはビデオディスク 次に掲げる方法

ア 当該ビデオテープまたはビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープまたはビデオディスクをビデオカセットテープに複写したものの交付

(3) 前2号に掲げるもの以外のもの 次に掲げる方法(当該電磁的記録が個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第2項第1号に係るの個人情報ファイルに該当する場合にあっては、エを除く。)であって、広域連合長がその保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。)

により行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器(公開を受ける者の閲覧または視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。)により再生したものの閲覧または視聴

ウ 当該電磁的記録を用紙に出力したものの交付

エ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

(写しの交付部数)

第9条 公文書の写しの交付部数は、公開請求1件につき1部とする。

(費用の納入)

第10条 条例第15条ただし書の公文書の写しの作成および送付に要する費用は、前納とする。

(諮問をした旨の通知書)

第11条 条例第17条の規定による通知は、別記第10号様式の通知書によるものとする。

(裁決に基づく公開に係る通知書)

第12条 条例第18条において準用する条例第13条第3項の規定による通知は、条例第18条第2号に該当する場合のものについては、別記第11号様式の通知書によるものとする。

(公文書の目録等)

第13条 条例第23条第1項の公文書の目録等の資料は、函館圏公立大学広域連合の運営に関する規則(平成9年函館圏公立大学広域連合規則第4号)第2条第1項において準用する函館市文書編集保存規則(昭和62年函館市規則第11号)の規定に基づく文書分類表および文書目次の写し等とする。

2 前項の公文書の目録等の資料は、公開請求の受付窓口に備え置くものとする。

(実施状況の公表)

第14条 条例第24条の規定による公表は、次に掲げる事項を告示して行うものとする。

(1) 公文書の公開請求の状況

(2) 請求に対する決定の状況

- (3) 審査請求の状況
- (4) その他必要と認める事項
(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成28. 11. 24函館圏公立大学広域連合規則第1号)

この規則は、函館圏公立大学広域連合情報公開条例の一部を改正する条例（平成28年函館圏公立大学広域連合条例第2号）の施行の日から施行する。

附 則 (令和5. 3. 27函館圏公立大学広域連合規則第2号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。